

(令和7年11月 25 日)

◆ 件名	市職員が運転免許証が失効したまま車両を運転	
◆ 覚知日	令和7年11月4日(火)	
◆ 概 要	・職員2名が、運転免許証の更新手続きを怠り失効したまま、公務等のために車両を運転していたことが判明しました。 ・対象職員は次のとおりです。 - 対象者①:市立小学校(清水区)の事務職員 運転免許証の有効期限:令和7年 10 月 21 日 失効期間中の運転:10 月 22 日～27 日の間、通勤・公務で 10 回 - 対象者②:上下水道局経営管理部お客様サービス課職員 運転免許証の有効期限:令和7年 10 月 27 日 失効期間中の運転:11 月6日に公用車を1回。私用でも自家用車を運転。 ・いずれの職員も、すでに運転免許証の再交付を受けています。 ・対象者①が校長に報告したことで事案を覚知し、それを受けて実施した全職員を対象とした調査の結果、対象者②の事案が判明しました。	
◆ 経緯と 対応状況	10/27 11/4 11/7 11/10 11/21	対象者①が運転免許証の失効を覚知 対象者①が勤務する学校の校長へ報告 市の全職員を対象とした調査を順次開始 調査により対象者②が運転免許証の失効を覚知 全職員を対象とした調査を完了
◆ 原因	・いずれの職員も、運転免許証の更新手続きを失念していました。 ・対象者① :市立の各学校では、年度当初に全教職員に運転免許証の写しを提出させ、「運転免許証有効期限記録表」を作成し、有効期限を迎える前月には該当する者に更新を促しています。 :記録表の対象者①の期限が誤っており、更新の促しがなされませんでした。 :対象者①は更新の促しを担当する職員で、他職員への促しを行う途中で、自らの免許証の失効に気づきました。 ・対象者② :市の各部署では、年度当初に職員の運転免許証の有効期限を確認するとともに、年度内に更新時期を迎える職員の情報を記録し、更新時期を迎えた職員には更新を促しています。お客様サービス課では、年度当初に運転免許証有効期限記録表を作成し、各職員の更新時期を記録していましたが、年度当初に不在であった対象者②の情報が記録表から漏れていました。 :公用車の運転前には所属長等が運転者の運転免許証を確認していますが、本件では、課長が公用車に乗る2人のうち1人を運転者と思い込み、対象者②の免許証を確認していませんでした。	
◆ 今後の 対応	【市立学校】 ・運転免許証有効期限記録表の作成や更新の促しを複数名で行います。 【お客様サービス課】 ・公用車の運転前には、同乗する全ての職員の運転免許証を確認します。 ・運転免許証有効期限記録表の記載情報を都度更新します。	
◆ 問合せ	1 本事案に関すること ・教育委員会事務局教職員課 望月厚志 電話 054-354-2530 ・上下水道局経営管理部お客様サービス課 秋山・青嶋 電話 054-270-9100 2 全職員を対象とした調査に関すること 総務局コンプライアンス推進課 近藤・石橋 電話 054-221-1470	